

会議録（１）

会議の名称	平成30年度第1回飯能市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成30年8月2日（木） 開会 午後1時30分 閉会 午後2時38分
開催場所	飯能市役所 501 会議室
議長氏名	野口 秀夫
出席委員	野口 秀夫 内沼 正實 山影 祥子 杉嶋 康子 吉田 勝紀 中村 光子 小島 啓子 土屋 崇 福島 毅 前田 悦子 島田 利二 浅見 春江
欠席委員	石井 道夫 増島 宏徳 青鹿 昌純
説明者の職氏名	健康福祉部長 島田 茂 健康福祉部参事兼保険年金課長 田中 雅夫 医療政策室長 生井 隆 保険年金課主幹 加藤 かおり 健康づくり支援課主幹 神立 浩美
傍聴者の数	0人
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	健康福祉部長 島田 茂 健康福祉部参事兼保険年金課長 田中 雅夫 医療政策室長 生井 隆 保険年金課主幹 加藤 かおり 保険年金課主査 石井 利和 南高麗診療所事務長 大澤 淳一 名栗診療所事務長 渡邊 倫生 健康づくり支援課主幹 神立 浩美 医療政策室主査 中 貴秀 保険年金課主任 青山 秀子

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

- (1) 平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
 - (2) 平成 31 年度飯能市国民健康保険税について
- を審議し、すべて原案のとおり承認することになった。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主査	<p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまから平成 30 年度第 1 回飯能市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
保険年金課主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、健康福祉部長よりごあいさつを申し上げます。</p>
健康福祉部長	(健康福祉部長あいさつ)
保険年金課主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、協議事項に入らせていただきます。規則にしたがいまして、会長に議長となつていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。それでは、協議事項に入ります。</p> <p>はじめに、「平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」を議題といたします。勘定が分かれておりますので、事業勘定から協議いたします。採決は、最後にまとめて一括でいたします。</p> <p>それでは、事業勘定について、事務局の説明を求めます。</p>
健康福祉部参事	(別紙により説明)
会長	<p>説明は以上です。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はございますか。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
委員	国民健康保険税の収納率が県内でも上位ということですが、具体的に何位くらいでしょうか。
健康福祉部参事	県内 40 市の中では 10 位以内には入っています。
委員	繰入金で赤字繰入金が 2 億円というのは、良い数字だと思います。過去には、3 億円、4 億円という年度もありましたが、最近の動向について伺います。平成 29 年度の赤字繰入額についてももう少し説明をお願いします。
健康福祉部参事	国民健康保険の財政健全化計画では、平成 27 年度から 29 年度の 3 年間で年平均 2 億 7 千万円以下に抑えるという目標を掲げています。平成 27、28 年度は 3 億円以上でしたが、平成 29 年度は約 2 億 4,800 万円でしたので、平成 27、28 年度よりも繰入金額は減少しています。
委員	被保険者が減少し、保険給付費が下がったことが影響していますか。
健康福祉部参事	医療費については、県平均より少し高くなっていますが、特定健康診査の受診率が高いことにより医療費が抑えられていること、ジェネリック医薬品を使っていること、そして収納率が高いこと等が影響しています。 また、国からの補助金を交付していただけるよう努力をしていますので、そのことが影響していると思います。
委員	前期高齢者納付金が前年度と比較し、増額となっている理由を伺います。
健康福祉部参事	前期高齢者納付金は、健康保険組合、協会けんぽなどの社会保険にも負担していただきますが、各保険者の負担が増えています。国と各保険者の支え合いにより、特に負担の重い保険者に対し、負担軽減を実施することとなったため、前期高齢者納付金が増額となりました。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
委員	支払いの算定方法が変更されたということでしょうか。
健康福祉部参事	お質しのとおりです。
委員	県内でも飯能市は特定健康診査等の熱心な取り組みを地道にさせていただき、とても感謝しています。大きな計画を動かす中で補助金をいただくということは、とても大きな意味があると思います。
会長	特定健康診査等について、評価していただいているご意見をいただきました。
会長	他に質疑はございますか。 質疑が無いようですので、次に、各診療所勘定について、事務局の説明を求めます。
医療政策室長	(別紙により説明)
会長	説明は以上です。 これより質疑に入ります。 質疑はございますか。
委員	南高麗診療所の常勤の医師は何曜日に診療を行っているのでしょうか。また、名栗診療所は非常勤の医師ということですが、何曜日に診療を行っているのでしょうか。
医療政策室長	南高麗診療所は常勤の医師1名で診療を行っています。平日ですと、木曜日の午後が休診となっていますが、他の曜日は診療を行っています。それと、第2、第4土曜日の午前中と月曜日の夕方に診療を行っています。 名栗診療所におきましては、県からの派遣医師と申しましたが、基本的には常勤という形で勤務しております。診療につきましては、月曜日

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>から金曜日まで行っております。火曜日は常勤の医師が研修日にあたっておりますので、火曜日だけ別の非常勤の医師が診療に当たっているという状況でございます。</p> <p>訪問診療や往診に取り組んでいらっしゃるということですが、地域的にも広く、医師も一人ということなので、どのような状況で行っているのかお聞かせいただければと思います。</p>
医療政策室長	<p>往診につきましては、患者さんが急に具合が悪くなった際に、緊急で患者さん宅に訪問して診療を行うものであるため、患者さんからの要請によって対応するものとなります。訪問診療につきましては、両診療所ともに基本的には曜日を定め、診療所まで来ることが難しい患者さんに対して、定期的に訪問して診療を行っているというものでございます。</p> <p>高齢化が進むにつれて、在宅での生活が困難な方も増えております。そうすると患者さんが入院したり施設に入所したりして、南高麗診療所・名栗診療所ともに、往診と訪問診療を合わせた件数が、若干減ってしまったという状況でございます。</p>
委員	<p>名栗診療所は県からの派遣医師ということで、県の都合により2年くらいで替わり、地域の方とつながらないという面があるのかなと心配しております。医師の確保が最大の課題のため、そんなことは言っていないところですが、南高麗診療所の先生は何年くらいいらっしゃるのですか。</p>
医療政策室長	<p>南高麗診療所の医師につきましては、以前、市立病院で勤務していたこともあります。南高麗診療所につきましては、今年度で9年目ということになります。</p> <p>名栗診療所の医師につきましては、自治医大を卒業された医師を義務年限の範囲内で県から派遣していただいている形になっております。長年にわたって地域にいていただくのが一番良いのかもしれませんが、市が独自で医師を確保することが難しい事情もありますので、</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
	県からの派遣医師で対応していきたいと考えております。
委員	南高麗診療所の先生は、地域に密着した先生で地元の方もよくご存じということでしょうか。
医療政策室長	そのとおりでございます。
会長	他に質疑はございますか。
	（「なし」の声あり）
会長	質疑がないようですので、お諮りいたします。 「平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
会長	「異議なし」とのことですので、「平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり承認することといたします。
会長	それでは、次の協議事項に入ります。 「平成 31 年度飯能市国民健康保険税について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
健康福祉部参事	（別紙により説明）
会長	説明は以上です。 これより質疑に入ります。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	質疑はございますか。
委員	賦課限度額を地方税法の定める額まで引き上げるということですが、今の賦課限度額はいくらになっていますか。
健康福祉部参事	<p>平成 30 年度の賦課限度額は、医療保険分が 54 万円、後期高齢者支援金分が 19 万円、介護納付金分が 16 万円で、合計では 89 万円です。平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、賦課限度額の総額を 85 万円から 89 万円へ引き上げています。</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日から、地方税法の定める額は医療保険分が 54 万円から 58 万円へ増額され、合計で 89 万円から 93 万円に改正されています。</p> <p>地方税法で定める額まで引き上げるという、これまでの方針からしますと、来年の 3 月議会で賦課限度額を 93 万円に改正することになります。</p> <p>なお、平成 30 年度の予算での賦課限度額に達する人数は 567 人、世帯では 229 世帯となっています。</p>
委員	現在は、地方税法の定める賦課限度額の方が市よりも高いということですか。
健康福祉部参事	お質しのとおりです。
会長	詳しくは、次回の運営協議会でご意見を伺いたいと思います。
会長	他に質疑はございますか。
	（「なし」の声あり）
会長	「平成 30 年度飯能市国民健康保険税について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	<p>「異議なし」とのことですので、「平成 30 年度飯能市国民健康保険税について」は、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>本日の協議事項は以上となりますので、議長の任を降ろさせていただきます。委員の皆様には、ご協力いただき、ありがとうございました。</p>
保険年金課主査	<p>会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして、次第の「5 報告事項」に移らせていただきます。健康福祉部参事からご報告させていただきます。</p>
健康福祉部参事	<p style="text-align: center;">——「専決処分（飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について」「飯能市国民健康保険の保健事業について」を説明——</p> <p style="text-align: center;">（別紙により説明）</p>
保険年金課主査	<p>報告事項は、以上のとおりです。</p> <p>それでは、次第の「6 その他」に移らせていただきます。</p> <p>事務局から 1 点ご報告させていただきます。</p> <p>次回の会議は、12 月 19 日水曜日、午後 1 時 30 分から開催いたします。会議のご案内は改めて郵送させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様には慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に閉会の言葉を会長職務代理からお願いいたします。</p>
会長職務代理	<p style="text-align: center;">（閉会の言葉）</p> <p style="text-align: right;">閉会 14 : 38</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">議長の署名 _____</p>	

平成 30 年度 第 1 回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

協議事項（1）

平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（事業勘定分）

健康福祉部参事兼保険年金課長の田中でございます。

それでは、私からは、平成 29 年度決算のうち事業勘定分についてご説明させていただきます。

青のインデックス 1 の資料に基づいてご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

上の表の左側は歳入合計額で、右側は歳出合計額です。表の一番上が、平成 29 年度決算となります。歳入歳出とも 100 億円を超えております。

表は、平成 20 年度からのデータを載せており、それをグラフにすると下のようになります。歳入も歳出も、平成 27 年度までは毎年右肩上がりに増えていましたが、平成 28 年度から減っていることがお分かりになると思います。

次の 2 ページをお願いいたします。決算の概要になります。歳入は、1 款から 11 款まであります。主なものをご説明します。まず、ページの一番上をご覧ください。

1 款の国民健康保険税です。平成 29 年度の決算額は、18 億 3,875 万 208 円でした。前年度対比ではマイナス 1 億 2,247 万 6,893 円で、6.2%の減となりました。

なお、現年課税分の収納率は 94.4%と、納税に対する市民の皆さんのご理解などもありまして、前年度より 0.3 ポイント上昇しました。

決算額が、前年度より落ちた最も大きな理由は、加入者の減少によると考えております。

国民健康保険加入者が減少した理由は、75 歳になると、国民健康保険や社会保険に加入している人は、後期高齢者医療制度に移行することになります。

参考までに、平成 29 年度の国民健康保険加入者は、前年度に比べて年度末では 838 人（28 年度 21,566 人→29 年度 20,728 人）、年度平均では 1,177 人（28 年度 22,407 人→29 年度 21,230 人）減少しています。一方で、後期高齢者医療の加入者は年度末対比では、330 人（28 年度 10,421 人→29 年度 10,751 人）増えています。

次に5款の前期高齢者交付金です。平成29年度の決算額は、27億9,115万5,876円でした。前年度に比べて、約1億1,700万円増えています。

前期高齢者とは、65歳から74歳までの方ですが、前期高齢者の割合が高いと医療費がかかることから、国では、すべての保険制度からそれぞれ拠出金を出してもらい、それを医療費に応じて各保険制度に再分配することで、全国民の負担が平等になるように調整しています。この交付金は、歳出と関連がありますので、恐れ入りますが、次のページの4款前期高齢者納付金等をご覧ください。支出額は438万3,394円となっています。この金額が、国から本市に対して前期高齢者分として支払ってくださいと言われて、市が拠出した額です。438万円の支払いに対して、約27億9,100万円も分配金がもらえたということになります。では、その財源はどこから出たかと言えば、若い世代が入っている会社の健康保険組合、協会けんぽなどが負担した拠出金から分配されて、もらえたということになります。このしくみが前期高齢者制度です。

7款の共同事業交付金です。平成29年度の決算額は、22億770万3,938円でした。前年度に比べて、約8,800万円少なくなっております。

共同事業交付金とは、3ページの7款共同事業拠出金と関係があります。高額な医療費の発生がありますと、小さな市町村国保は医療費の支払いによって財政運営に大きな影響を受けることがありますので、市町村が自ら支払った医療費の実績に応じて拠出金を納め、医療費が発生した場合に交付金を受ける制度となっています。

具体的には1件80万円を超える医療費に対する交付金、拠出金と、1件1円以上80万円以下の医療費に対する交付金、拠出金があります。

次に、9款の繰入金になります。これについては別に図がありますので、恐れ入りますが4ページをお願いいたします。繰入金は大きく2つに分かれておりまして、それが、一般会計繰入金と基金繰入金になります。まず、一般会計繰入金とは、市民税などの市民全員に係る市の一般的な事業の会計から、国民健康保険の会計に入れたお金のことです。一般会計繰入金は、さらに2つに分かれまして、それが法定繰入金と法定外繰入金になります。法定繰入金とは、文字通り法律で一般会計から国民健康保険会計に入れることが義務付けられているもののことです。その理由ですが、例えば、一番左の保険基盤安定繰入金は、国民健康保険は低所得者が多いため、一定の基準に基づき一般会計から国民健康保険会計に入れることが義務づけられたものです。このように、法律で認められている法定繰入金があります。それでも足りないため財源不足を補てんする、いわゆる赤字補てん分として入れているのが、法定外繰入金であるその他一般会計繰入金というもので、平成29年度は2億4,888万2,000円の法定外繰り入れを行いました。それか

ら、右側の基金繰入金の基金とは、医療費の支払いのために別にあってある貯金のようなものことです。平成29年度は、この基金から1億5,000万円を繰り入れて医療費に使ったという意味になります。一番右の合計では、全部で約7億6,500万円繰り入れたことがお分かりになると思います。この額が9款の繰入金の決算額になっていますので、先ほどの2ページにお戻りください。9款繰入金の説明は以上となります。

次に3ページをお願いいたします。歳出の概要になります。歳出も1款から11款までありますが、主なものをご説明します。まず、2款の保険給付費をお願いします。決算額は、60億3,342万8,663円でした。これは、歳出の中心である医療費の支出です。医療費の伸び率については、前年度対比2.0%の減となりました。ここには載せてありませんが、その前の年の医療費の伸び率は2.3%の減でした。この要因は、一概には言えませんが、国民健康保険の加入者が減少しておりますので、その影響が大きいと考えています。1人当たりの医療費は前年度より増えていますが、飯能市の場合、特定健康診査の受診率やジェネリック医薬品の使用率が高いことなどにより、医療費の伸びは比較的低くなっていると考えます。

次に、7款共同事業拠出金ですが、さきほど歳入の共同事業交付金の時にご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、8款の保健事業費です。主な内容は、特定健康診査の実施や、人間ドックへの補助です。特定健康診査の受診者は5,665人(△432人)でした。また、人間ドックの受検者は1,450人(△176人)でした。平成29年度の特定健康診査の受診率については、秋ごろに確定となるので、まだ公表されておませんが、引き続き高い受診率になると考えています。平成25年度から平成28年度まで4年連続で、埼玉県内40市中第1位となっています。これは、市民のご理解はもちろんです。医師会をはじめ、委員皆様のお力によるものと大変感謝をしております。改めて、お礼申し上げます。ありがとうございます。

次に、9款の基金積立金です。約1億5,000万円を積み立てました。これにより、平成29年度末の残高は、約1億5,009万円となりました。しかし、平成30年度になって、すでに1億円を下ろしておりますので、現在の残高は約5,009万円という状況です。

それから、11款の諸支出金です。主な内容は、国や県に対して、前年度にもらい過ぎた補助金などを返還する費用です。決算額は4,786万8,055円でした。前年度対比では、816万円ほど減額となりました。3ページは以上です。

次に、5ページをお願いいたします。これは、先程の歳入の構成を円グラフにしたものです。イメージとしてご覧いただければと思います。国民健康保険事業とは、加入者の皆様からの国民健康保険税のほかに、たくさんの歳入によって運営していることがお分かりいただけると思います。

前期高齢者交付金、共同事業交付金、国庫支出金、国民健康保険税が歳入のそれぞれ約2割を占めています。

次に、6ページをお願いいたします。こちらは歳出の円グラフです。国民健康保険特別会計の中心は保険給付費ですが、それでも全体の約6割となっており、そのほかには、いろいろな制度上の拠出金や事業費があることがお分かりいただけると思います。

次に、7ページをお願いいたします。こちらは、歳入の国民健康保険税と歳出の保険給付費だけを再度掲載してその推移を載せました。国民健康保険税は下の図の短い方の棒グラフですが、平成20年度以降、20億円以上で推移していましたが、平成28年度及び平成29年度は20億円を切り、落ち込みが少し大きくなっています。一方、保険給付費は、長い棒グラフの方ですが、平成20年度に約51億円だったのが、平成26年度及び平成27年度には63億円となり、平成28年度は約61億6,000万円、平成29年度は約60億円となっています。

8ページから10ページは、データ集ですので省略させていただきます。

まとめますと、国民健康保険特別会計は、厳しい財政状況となっていますが、国民健康保険税の収納率は年々上がっており県内でも上位に位置しておりますし、特定健診の受診率についても平成25年度から平成28年度まで4年連続県内40市で1位となっております。また、ジェネリック医薬品の使用率についても県内で高い方に位置しております。このような成果は、市民の方の国民健康保険に対するご理解とご協力があるからこそでございます。

平成30年度からは国民健康保険制度は広域化となり、都道府県が財政運営の責任主体となりましたが、市は保険税率の決定や、賦課・徴収、保険給付そして保健事業を行うことには変わりはありませんので、市といたしましても、今後も国民健康保険会計が長期的に安定しますよう、収支両面からの取り組みに全力を尽くしてまいりますので、引き続き委員の皆様のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業勘定における平成29年度決算の状況は以上です。

協議事項（２）

平成31年度飯能市国民健康保険税について

平成31年度飯能市国民健康保険税についてご説明申し上げます。

青のインデックス4をご覧ください。

平成31年度の飯能市国民健康保険税について、現在のところ、前回の改正方針と変更はありません。

なお、税率等の改正については、平成31年度の国民健康保険事業費納付金の仮算定結果が平成30年11月下旬（予定）に示されますので、次回の会議でお諮りしたいと考えます。

4方式を継続する理由は、平成30年度は、新制度への円滑な移行を図るため、国において公費の拡充がされましたが、平成31年度については、明らかになっていないこと。

その他、近隣市においては、4方式だった市のうち、日高市が2方式に変更しましたが、所沢市、狭山市、入間市については、平成30年度、そして平成31年度も4方式を継続する予定であること。全国的にも、4方式は少数であること。

説明は以上です。

報告事項（1）

専決処分の承認を求めることについて（飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告事項（1）につきまして、ご説明させていただきます。赤のインデックス1をお願いいたします。こちらは、報告事項1の「専決処分の承認を求めることについて（飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の概要」になります。

本件は、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、本市においても飯能市国民健康保険税条例の一部を改正し、同様の措置をとる必要が生じたため、緊急を要したので平成30年3月31日に専決処分をしたものです。

1点目は、国民健康保険税には、所得に応じて3つの軽減があります。それが、7割軽減、5割軽減、2割軽減ですが、このうち、5割軽減及び2割軽減を拡大するものでございます。

軽減の拡大は、ここ数年続けて実施されています。

2点目は、特例対象被保険者等に係る申告の際の提示書類に関する規定の整理です。

特例対象被保険者等（倒産、解雇など、非自発的な理由により離職した者）が国民健康保険に加入した場合には、国民健康保険税の軽減を受けることができる特例措置がありますが、マイナンバー（個人番号）制度の情報連携によりその者の雇用状況が把握できるときには、雇用保険受給資格者証の提示を省略させることができることとする。

3点目は、国民健康保険税に病床転換支援金等を含める特例措置の適用期限の延長です。

病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者が入院するための病床を療養病床といいます。

長期にわたる療養を必要とする患者のための病床である療養病床は、必ずしも医療サービスを必要としない人も利用しており、医療サービスよりも介護サービスの方が適切である患者もいることから、高齢者の実態に即した適切なサービスの提供、医師や看護師など限られた人材の効率的な活用、医療費の効率的な活用の観点から、医療機関が医療保険適用の療養病床から介護保険施設等（有料法人ホーム、特別養護老人ホームなど）への転換をする場合に、その整備費用の一部を助成する制度が病床転換支援金です。

この病床転換に充てることとされている病床転換支援金等について、医療保険の保険者は、病床転換支援金等として納付することになっていますが、国民健康保険税に病床転換支援金等を含める特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで、6年間延長するものです。

平成30年6月議会で承認をいただきましたことをご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

報告事項（2）

飯能市国民健康保険の保健事業について

報告事項（2）につきまして、ご説明させていただきます。赤のインデックス2をお願いいたします。

なお、平成29年度保健事業の評価について、特定健康診査や特定保健指導の結果がまだ公表されていないことや、今後、埼玉県国民健康保険団体連合会から助言を受けるため、多少修正する可能性があることをご承知おきください。

保険年金課、健康づくり支援課の事業について、私からまとめてご説明させていただきます。はじめに、特定健康診査事業です。

特定健康診査事業は、特定健康診査事業、受診勧奨通知事業、電話勧奨事業、特定健康診査情報提供事業、そして、2ページの特定健康診査受診促進事業（広報・PR事業）となります。

1ページの一番上の特定健康診査事業の実施状況の欄をご覧ください。平成29年度は本年6月末現在で受診率は48.1%となっています。平成29年度に受診した人の結果が平成30年度になって提出されることもあるため、平成29年度の最終的な受診率は11月頃公表となります。

医療機関や関係団体等と連携したことで、前年度と同程度になることは見込めそうですが、次年度への課題としては、更なる受診率の向上のため、より効果的な周知方法を検討する必要があると考えます。

2つ目の受診勧奨通知事業は未受診者に個別の勧奨はがきを発送し、3つ目の電話勧奨事業は未受診者に電話で受診勧奨をする事業ですが、特定健康診査の受診率と同様に、成果は挙げられたと思いますが、より効果的な勧奨方法を検討していきたいと考えます。

1ページの一番下の特定健康診査診療情報提供事業は、国民健康保険の加入者のうち、特定健康診査以外の健診を受けた人や生活習慣病で医療機関受診中の人から、健診や検査結果の提供を受けるものですが、平成29年度は47件の提供を受けました。いるま野農協や商工会議所等と連携したことによるものです。引き続き、提供を得られるように努めてまいります。

2ページの特定健康診査受診促進事業は、広報やホームページ、ポスター、健康まつりなどにより周知を図りました。

続きまして、特定保健指導事業です。

特定保健指導事業は、特定保健指導と特定保健指導実施率向上事業となります。

特定保健指導では、利用者本人の健康状況に応じた保健指導を半年間行っています。平成 29 年度の利用者については、保健指導前の健診結果と保健指導後の健診結果が比較できる 9 名のうち、6 名の方になんらかの改善が見られました。引き続き、利用者本人の健康状況に応じた保健指導を行ってまいります。

特定保健指導実施率向上事業では、電話、通知による勧奨に加え、新たに訪問による勧奨を中心に行う保健師を雇用した結果、平成 28 年度 7%であった保健指導の実施率が平成 29 年度は 14%程度まで改善する見込みです。一定の成果が上がっていますので、今後、より効果的に実施していきたいと考えています。

2 ページの下段にあります糖尿病性腎症重症化予防事業は、県内市町村による共同事業として、人工透析への移行を防止するため、未受診者や受診中断者の医療機関受診勧奨や、保健指導を行う事業です。受診勧奨は 79 人、保健指導は 10 人でしたが、次年度は、受診勧奨は 100 人、保健指導は 5 人増を目標とします。

3 ページをご覧ください。

生活習慣病対策事業では、血糖値改善教室を行いました。25 名の募集に対して、18 名の参加となりました。平成 29 年度から勧奨対象者を広げましたが、参加者は平成 28 年度と変わりませんでしたので、引き続き、個別勧奨の実施や案内通知を見直して利用者が増加するよう努めてまいります。

次に医療費適正化事業は、ジェネリック医薬品差額通知発送、ジェネリック医薬品利用促進、医療費通知、重複・頻回受診者訪問事業となります。

ジェネリック医薬品差額通知発送は、年 2 回 1,068 通発送しました。削減効果 300 円以上の者を対象として、効果額は 353,493 円となりました。

次に、ジェネリック医薬品利用促進は、アウトカム（事業成果）の欄をご覧ください。

数量シェアで 73.3%となり、前年度より 3.4 ポイント上昇しました。

医療費通知は、年 6 回、61,328 通発送しました。

重複・頻回受診者訪問事業は、看護師が訪問等により医療機関受診状況の確認や健康に関する相談をする事業ですが、対象者 93 人のうち、57 人の指導を行いました。

引き続き、医療費の適正化に努めてまいります。

説明は、以上となります。

平成 30 年度 第 1 回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

協議事項 (1)

平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定分)

医療政策室長の生井です。よろしく申し上げます。

それでは、南高麗診療所勘定、名栗診療所勘定の決算につきまして、説明させていただきます。

初めに、南高麗診療所勘定から説明させていただきます。

資料は、青のインデックスの 2 の 1 ページ目をご覧ください。

まずは、概要についてでございます。

南高麗診療所は、地域の人口は減少しているものの患者数はおおむね横ばいの状況を維持しており、訪問診療、往診、健診やインフルエンザ等の予防接種に取り組むことにより、患者サービスの向上と経営改善を目指すとともに、地域に密着した診療所経営を行いました。

平成 29 年度の外来患者数は、前年度比 314 人減の 6,169 人でした。

次に、収入でございます。平成 29 年度の事業収入の合計は 8,252 万 4,959 円であり、平成 28 年度と比較しまして 4.9%の減額となっております。内訳としまして、外来収入とその他診療収入を合わせた診療収入が 5,102 万 2,680 円で、往診や訪問診療に係る自動車使用料と診断書料などの使用料及び手数料が 40 万 2,424 円でございます。繰入金における一般会計繰入金、2,125 万 9,000 円は、一般会計からの赤字補てんでございます。繰越金は前年度の繰越金でございます。

収入については以上でございます。

続きまして、2 ページをご覧ください、支出でございます。支出の合計は、7,578 万 8,516 円でございます。総務費の合計が 4,505 万 7,114 円であり、医師、看護師、事務長、各 1 名の正規職員の人件費のほか、施設の維持、管理運営に必要な光熱水費、施設修繕料などの需用費、建物警備などの委託料、診療所等の土地借上げ料などの使用料及び賃借料が主な支出となっております。

次に事業費でございます。報酬及び共済費は、非常勤の医師、看護師、事務員の人件費でございます。そのほか、医薬材料費などの需用費、血液検査、医療機器の保守などの委託料、医療機器のリース料などの使用料及び賃借料が主

な支出となっております。

次に3ページをご覧ください。

記載してある円グラフにつきましては、ただ今、説明させていただきました収入及び支出の構成比を示したものでございます。

収入においては、診療収入が収入の61.8%となっており、一般会計からの繰入金金が25.8%となっております。

支出については、人件費が全体の66.5%となっております。

平成29年度につきましては、収入と支出の差が673万6,443円の黒字となっておりますが、一般会計からの赤字補てんと繰越金を除いた収入と支出の差は、マイナス2,435万2,917円となり、これが実質的な赤字額ということになります。これは、昨年度が2,273万6,486円でしたので、161万6,431円、赤字が増額となっております。

4ページをご覧ください。患者数の推移でございますが、平成29年度については28年度に対し314人の減少となりました。一般外来患者が減少したことによるものでございますが、健診や予防接種の件数は増加しておりますので、引き続き予防医療にも注力しつつ、サービス向上と経営改善を図り、地域医療を確保してまいりたいと考えております。

南高麗診療所勘定については、以上でございます。

続きまして、名栗診療所勘定につきまして説明させていただきます。
インデックス3の1ページをご覧ください。

概要について申し上げます。

名栗診療所は、平成28,29年度と患者数は増加したものの、地域の人口減少の進行に伴い、傾向としては患者数も減少傾向にあると考えられます。そのような中で、訪問診療、健診、インフルエンザ等の予防接種に取り組み、患者サービスの向上と経営改善を目指すとともに、地域に密着した診療所経営を行いました。

また、名栗診療所の医師は、県からの派遣医師となっておりますが、地域に根差した利用しやすい診療所として、休診日を減らすように努めているところでございます。

平成29年度の外来患者数は、前年度比249人増の4,505人でした。

次に、収入でございます。平成29年度の事業収入の合計は6,888万9,345円となっており、平成28年度と比較しまして3.1%の減額となっております。内

訳としまして、診療収入 3,967 万 2,448 円、一般会計繰入金 2,034 万 6,000 円、前年度の繰越金などとなっております。

収入については以上でございます。

続きまして、2 ページをご覧ください、支出でございます。支出の合計は、6,280 万 3,197 円でございます。総務費の合計が 3,669 万 1,091 円であり、医師、看護師、事務長、各 1 名の正規職員の人件費のほか、施設の維持、管理運営に必要な光熱水費、施設修繕料などの需用費、建物警備などの委託料が主な支出となっております。

次に事業費でございます。報酬及び共済費は、非常勤の医師、看護師、事務員の人件費でございます。そのほか、医薬材料費などの需用費、血液検査、医療機器の保守などの委託料、医療機器のリース料などの使用料及び賃借料が主な支出となっております。

次に、3 ページをご覧ください。

先ほどと同様に、収入及び支出の構成比を円グラフで示したものでございます。

収入においては、診療収入が収入の 57.6%となっており、一般会計からの繰入金が 29.5%となっております。

支出については、人件費が全体の 67.7%となっております。

平成 29 年度につきましては、収入と支出の差が 608 万 6,148 円の黒字となっておりますが、収入のうち繰入金と繰越金を除いた収支の差、実質的な赤字額は 2,221 万 6,968 円となります。これは昨年度が 2,378 万 5,267 円であったので、156 万 8,299 円、赤字が減額となっております。

4 ページをご覧ください。患者数の推移でございますが、平成 29 年度については 28 年度に対し 249 人の増加となりました。一般外来患者数や、特に予防接種の件数が増加したことによるものであり、地域の医療機関として根付いていることと、予防接種に注力したことによるものと考えております。今後も、南高麗診療所と同様に、予防医療にも注力しつつ、サービス向上と経営改善を図り、地域医療を確保してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。